

平成28年度 NHK 予算案

[議事録 4/4]

・執行部の在り方と会長の責任

NHK 執行部(会長以下役員)の現状

理事の責任の取り方と会長の業績評価

○吉川沙織君

今まで指摘をしてきましたが、公共放送 NHK、受信料で成り立ち、視聴者や国民によって支えられています。ただ、不祥事が続き、様々な問題が起きて混乱が続いている。役職員一人一人が高い意識と強い倫理観を持たなければならない状況だと考えますが、その先頭に立つのは、言うまでもなく、会長を始めとする役員です。



現在、会長以下副会長や理事は、放送法第 29 条第 1 項第 1 号ハ(4)に基づき、その分掌された職務が効率的に執行されているかどうか、会長にお伺いいたします。

○参考人(柳井勝人君)

役職員、役員、特に役員でございますが、皆自分の任務に向かってベストを尽くしているというふうに私は思っております。

○吉川沙織君

ここで資料を御覧いただきたいんですけども、現在の理事の人数を教えてください。(資料提示)



○参考人(柳井勝人君)

全部で 12 名でございます。ただ、今 2 人が欠員になっております。

○吉川沙織君

全部で 12 名という決まりはどこにあるんでしょうか。

○参考人(柳井勝人君)

会長、副会長を入れております。

○吉川沙織君

日本放送協会の定款第 35 条、「本協会に、役員として、経営委員会の委員のほか、会長 1 人、副会長 1 人及び理事 7 人以上 10 人以内を置く。」とありますので、全部足せば 12 名ですが、今は副会長 1 人と、理事が空いています。専務理事が 2 月にお辞めになって、ここはぼっかり空いています。でも、今会長はその前の問い合わせで、この体制でしっかりととした職務執行は行えている。このことはこれでよいのですね。



○参考人(柳井勝人君)

NHK の役員は、大体皆 4 月、会長、副会長を除きまして 4 月 25 日の任期、改選となっているんですが、2 人だけは、6 か年おられましたせいで 2 月の任期になっていたわけです。したがいまして、これは 2 か月間確かに空きますけれども、4 月 25 日、全員そろえて新たに任命する予定にしております。



○吉川沙織君

今、最初会長にお伺いしたとき、この専務理事は 2 月で退任をされました。悲痛な退任挨拶も経営委員会の会議録に残っています。

でも、この 2 人、専務理事です。専務理事は理事とは違います。専務理事が欠けた状態でもしっかりと職務執行ができている、だとするならば、4 月の 25

日までに補充人事を行う必要ないんじゃないでしょうかということも言えると思います。

他方、理事の担務というところで見ますと、今まででは専務理事が例えば経営企画統括や関連事業統括、別々の方が専務理事でやっていました。でも、今は一人の理事が例えば経営企画統括と関連事業統括を担当されています。関連事業といえば、今申し上げた NHK アイテックの不正問題、様々なコンプライアンスの問題があります。

これらの職務分掌でしっかりとした職務執行が行えているのか、そう見ているのかどうかを監査委員と経営委員長に一言ずつ伺います。

○参考人(上田良一君)

お答えいたします。

監査委員の立場といたしましては、役員の職務の執行を監査するということで、担務に関しましては、経営委員会と一緒にになって基本的には執行部が適切に判断して行うべきものと、こういう理解をいたしております。



○参考人(浜田健一郎君)

理事の担当業務の決定は基本的には会長の執行権の範囲内だと認識しておりますけれども、経営委員会といたしましては、執行部からの業務報告を受けるなど、役員の業務の執行の監督を行う中で担当業務の適切性についても注視をしてまいりたいと思っています。



○吉川沙織君

会長は理事の担務を決める権限があると今経営委員長おっしゃいました。実際、それに基づいて偏った担務になって、2人専務理事が欠けてもしっかり職務執行は行えているという、こういう御答弁でございました。

会長は、先月 23 日の第 1255 回の経営委員会において、「理事の責任も明確にするところからスタートしなければいけないと思っています。」、「会長の権限を分掌しているという、格好だけの話ではなく、本当に責任をとってもらうということ。これは会長として必ず実行したいと思っております。」とおっしゃっていますが、この真意を伺います。

○参考人(松井勝人君)

お話を伺いましたが、人事の話でございますので、これ以上はちょっと控えさせていただきたいと思います。

○吉川沙織君



であるならば、責任を取ってもらいたいと思いますということを発言すること自体が人事の件に触れているのではないかと、こう思います。

現在審議をしている平成 28 年度 NHK 予算案は、私は初当選以来、会長になるまでは、もちろんどんなに意見が出たとしても、どんなに厳しい意見

が出たとしても全党で全会一致で賛成をしてまいりました。でも、今回、残念ながら 3 年連続の全会一致の原則が崩れてしまうということが見込まれてしまっています。

会長は、放送法第 51 条、NHK 定款第 36 条に基づけば、協会を代表し、協会を総理する会長であります。そ
うあるならば、責任は重いと言えます。

監査委員は評価・報酬部会の部会長でいらっしゃいますが、この件についてしっかり評価に反映すべきと思
いますが、そうであるかどうかだけお答えいただければと思います。

○参考人(上田良一君)

お答えいたします。

会長の業績評価は、放送法に定められた経営委員会の重要な業務であると認識いたしております。

今委員からおっしゃいましたように、私は評価・報酬部会長としてこれまで会長業績の適切な評価に努めてまいりましたが、今後、本年度は 5 月に行われる業績評価におきましても、いろいろな種々御指摘ありましたけれども、こういった点を踏まえまして適切に検討していきたいというふうに考えております。



○吉川沙織君

最新の NHK 自身の調査を先ほど引きましたが、NHK の視聴者・国民離れが一方では進んでいるとも言えな
くはない、こういう客観的な数値が出ています。公共放送として今ほど NHK の在り方が問われているときは
ないんではないでしょうか。

視聴者・国民に真に寄り添う NHK にこれから本当に変わっていただくことを切に願いまして、私の質問を終
わります。

ありがとうございました。